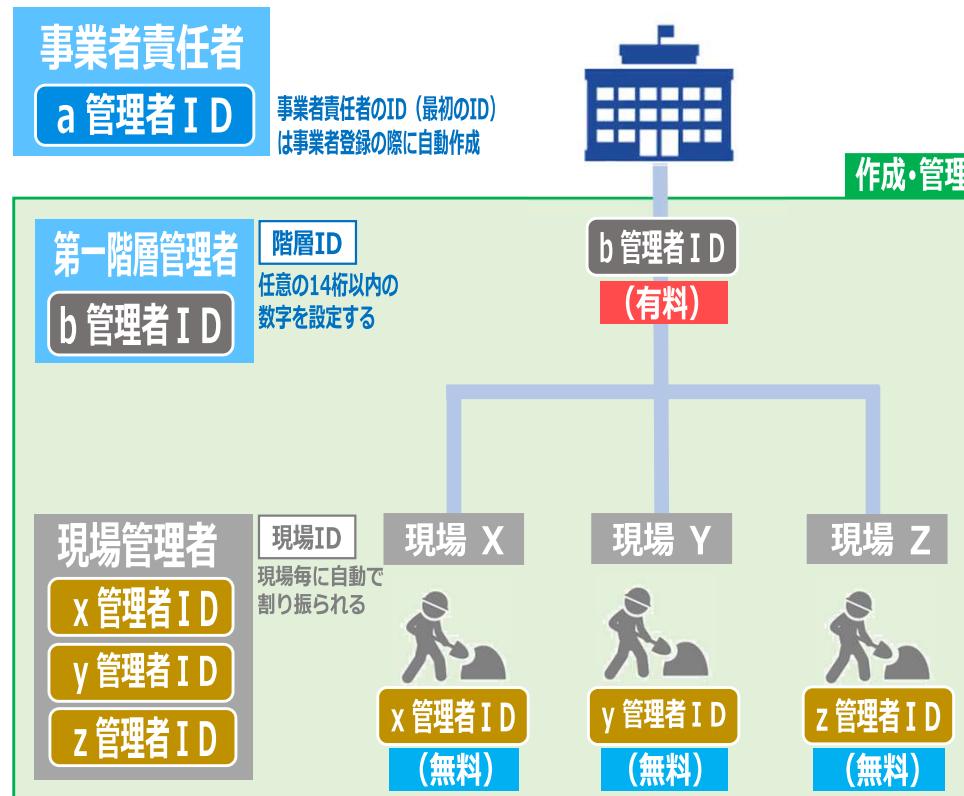


管理体制（階層）の作成・管理

※建設キャリアアップシステムで設定する事業者の管理体制（階層）は、システムを利用するための体制であり、実際の組織体制と異なるものでも構わない。

第一階層までのイメージ（小規模会社のパターン）



※事業者責任者が第一階層管理者を登録する。（前提として、第一階層に組織が設定されている。）

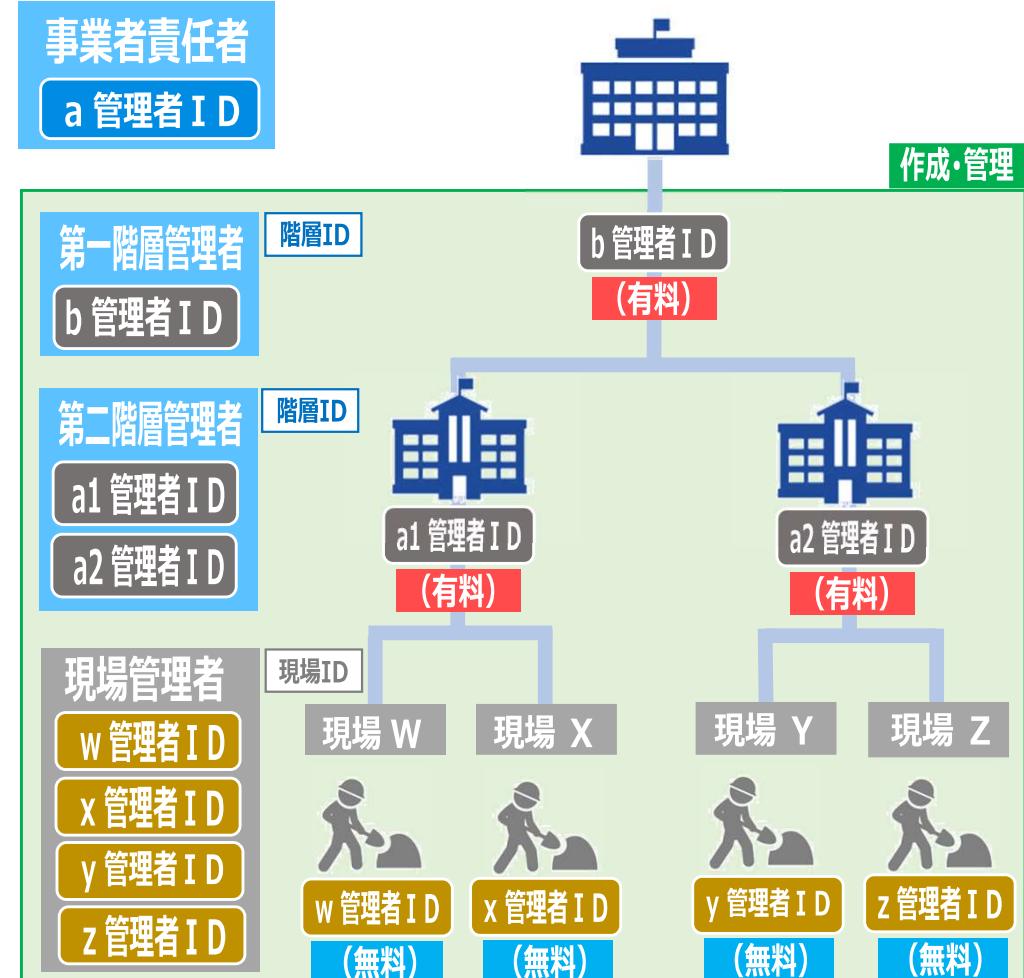
※すべての現場を一つの部署（本社など）で管理する場合は、第二階層以下を設定する必要はない。

※第一階層管理者の代わりに事業者責任者を設定することも可能。また、事業者責任者や第一階層管理者を現場管理者として設定することも可能。（本社などの部署を登録しない比較的小規模な組織体制の場合は、「事業者責任者」のみで直接現場管理をすることが可能。）

※現場管理者IDでは新たな現場・契約情報の登録はできない。（現場管理者権限のある現場管理者IDの場合、作成済みの現場情報の「修正」であれば可能。）新たな現場・契約情報の登録は事業者責任者IDまたは、階層管理者IDで行う。

※現場管理者の登録は、現場・契約情報を登録する前に行う。

第二階層までのイメージ（中規模会社のパターン）



※事業者責任者または第一階層管理者が第二階層管理者を登録する。（前提として、第一階層および第二階層に組織が設定されている。）

※元請事業者は現場を管理するため、組織体制と管理者を設定するが、下請事業者は組織体制と管理者の設定は不要。ただし、下請事業者においても、組織体制と管理者を設定することにより、設定した管理者が施工体制の登録が可能となる。